

生活困窮者自立支援事業について

1. 生活困窮者自立支援制度について
2. 平成30年度大阪市生活困窮者自立支援事業について
3. 生活困窮者自立相談支援事業実施状況

1. 生活困窮者自立支援制度について

【趣旨・目的】

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策を強化し、自立の促進を図る

【制度の概要等】

- ・生活困窮者自立支援法（H27.4施行）に基づき、相談・就労支援等によって、生活困窮者の自立を支援
- ・本市では、各区役所内に設置した相談支援窓口を中心に支援を進めている
- ・民生委員・児童委員をはじめとした、地域の各関係機関との連携を図り、相談者の課題解決に向け支援を行っている

【制度見直しにかかる国の検討状況】

- ・法附則第2条において、施行後3年を目途として在り方検討を行い、必要があると認めるときは必要な措置を講ずることとされている
- ・国の社会保障審議会（生活困窮者自立支援及び生活保護部会）において、生活困窮者自立支援制度等の見直しについて検討が進められた

第1回（平成29年5月11日）～第11回（平成29年12月11日）

2. 平成30年度大阪市生活困窮者自立支援事業について

平成29年度実施事業

自立相談支援事業
(相談支援)
家計相談支援事業

自立相談支援事業
(就労支援)
【総合就職サポート事業】

就労準備支援事業
【就労ファーストステップ事業】
(市内1箇所)

住居確保給付金

就労訓練推進事業

一時生活支援事業

法律相談事業

学習支援事業
【子ども自立アシスト事業】

平成30年度実施事業

自立相談支援事業
(相談支援)
家計相談支援事業

自立相談支援事業
(就労支援)
【総合就職サポート事業】

住居確保給付金

就労チャレンジ事業

一時生活支援事業

法律相談事業

学習支援事業
【子ども自立アシスト事業】



平成30年度における変更点

○就労チャレンジ事業

「就労準備支援事業」(日常生活自立段階の支援)

「就労訓練推進事業」(社会生活自立段階の支援)

「就労チャレンジ事業」

(一体的に実施することにより、事業効率の向上を図る)

○子ども自立アシスト事業

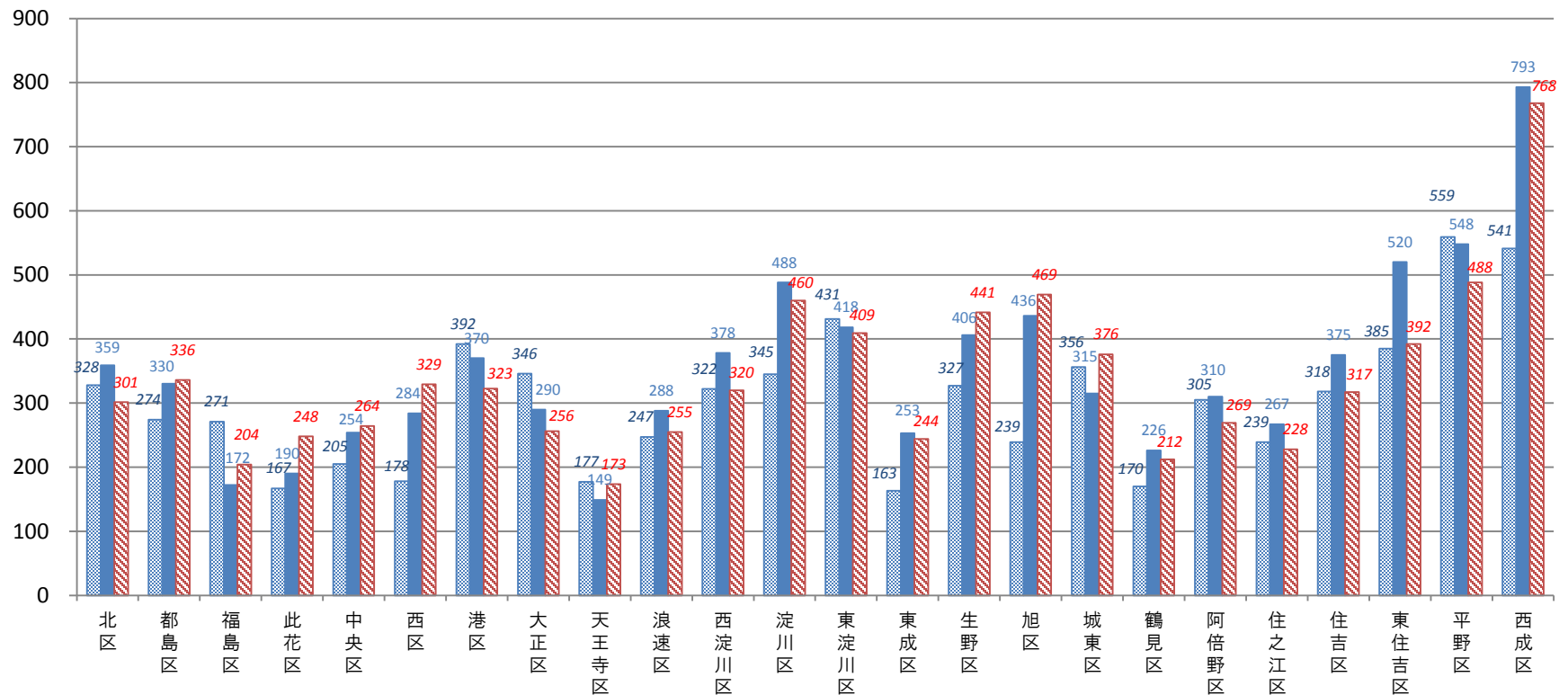
中学生の子どもがいる世帯
(家庭訪問等によるカウンセリング等の支援を実施)

中学生の子どもがいる世帯
+
高校生世代(中卒者、中退者)
(再就学等相談支援を実施)

3. 生活困窮者自立相談支援事業実施状況

(1) 新規相談受付件数

(単位:件)



■ 平成27年度
(7285件)

一区あたり平均25.3件/月

■ 平成28年度
(8419件)

一区あたり平均29.2件/月

■ 平成29年度
(8084件※)

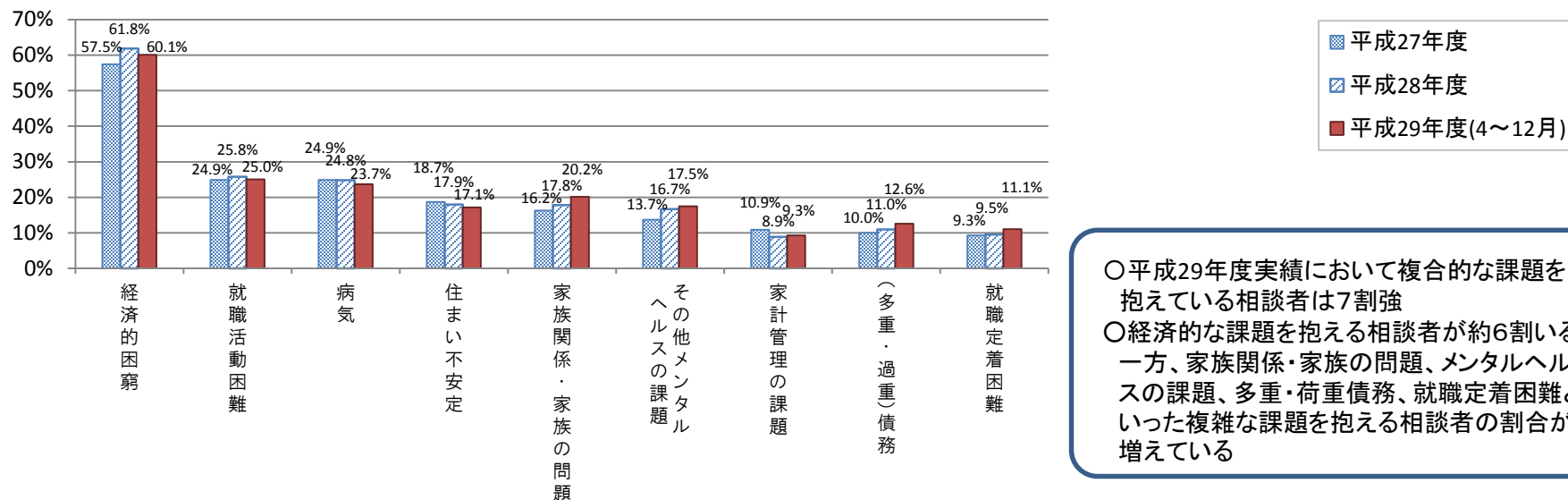
一区あたり平均28.1件/月

※4～12月実績(6063件)より推計

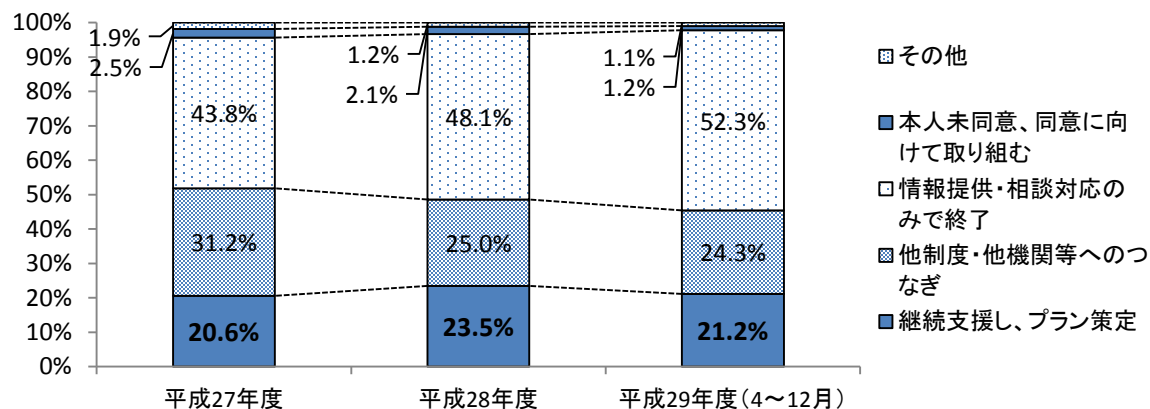
○平成28年度の相談受付件数は、平成27年度比115%以上と大幅に増加している。

3. 生活困窮者自立相談支援事業実施状況

(2) 相談によって確認された課題のうち主なもの（重複あり）



(3) 相談対応のスクリーニング結果

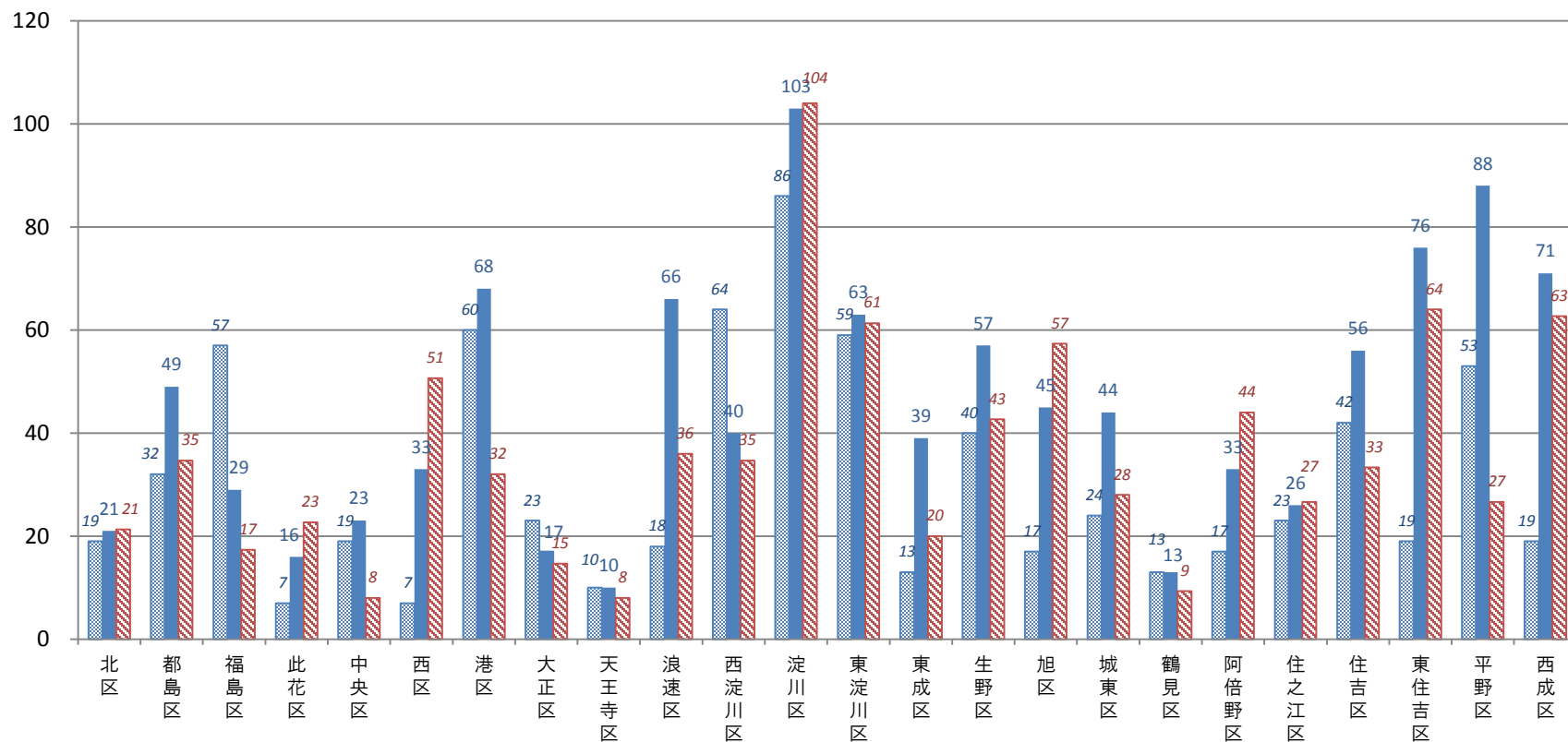


○自立相談支援機関における継続支援が必要な人の割合は、各年度とも2割強で推移している。

3. 生活困窮者自立相談支援事業実施状況

(4) 就労者数

(単位:人)



■ 平成27年度
(741人)

■ 平成28年度
(1086人)

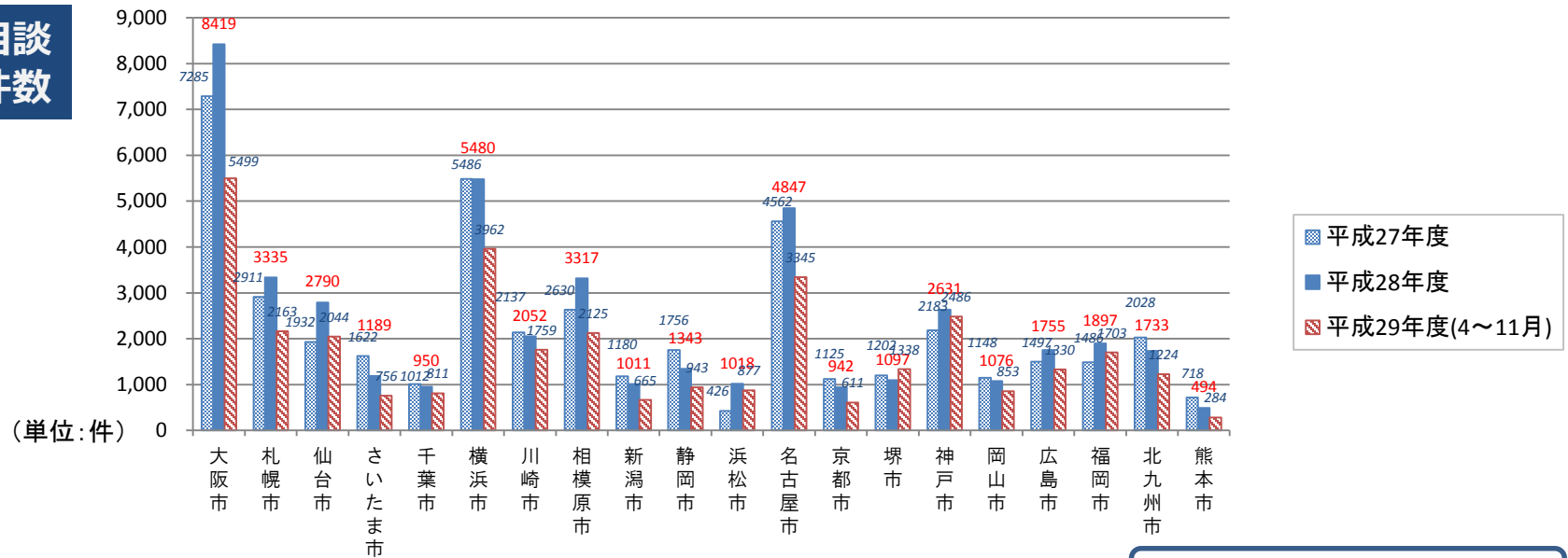
■ 平成29年度
(860人※)
※4～12月実績(634人)より推計

○平成28年度の就労者数は
平成27年度比約146%以上と
大幅に増加している。

3. 生活困窮者自立相談支援事業実施状況

(5) 指定都市比較

新規相談 受付件数



就労者数

